

【法定外公共物とは】

- 広く一般の用に供している道路、河川、ため池等の「公共物」のうち、道路法、河川法、下水道法等によって管理の方法等が定められているものを「法定公共物」といいます。
- これに対し「公共物」のうち上記のような法律が適用(準用)されないものを「法定外公共物」といい、その代表的なものとして「里道(赤道)」や「水路(青道)」があります。
- 一般に里道・水路については、法務局(登記所)備え付けの地図(公図)上には地番が付されていないものがほとんどで、土地登記簿はありません。

【法定外公共物の譲与について】

- 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成12年施行、地方分権一括法)」の施行にともない、「国有財産特別措置法」の一部が改正されました。この規定により、今までは国有財産であった里道・水路のうち現に機能を有するものについては平成17年3月31日までに市町村に譲与され財産管理、機能管理とも市町村が行うことになりました。

【法定外公共物の管理について】

- 私たちの身近にある法定外公共物(道・水路など)は、その数が多く、町内全域に散在し、地域住民の公共の用に供しているため、地域(地元)管理をお願いしています。また、道路(里道)に関しては、都市建設課が、地元からの要請により、路面状況の確認を行い敷き砂利等で道路の保全に努めております。
- 法定外公共物との境界確定、用途廃止申請等を行うとすときは、お問い合わせください。

【各種手続きのお問い合わせ先】

- 敷き砂利、財産の照会、占用等許可、境界確定など法定外公共物に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。
- なお、現況では機能がないと見られる里道・水路でも市町村が譲与を受けている場合があり、正確な所管の確認が必要となりますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせ願います。